

違法駐車は他の車に迷惑をかけるだけでなく、事故や渋滞の原因となります。

平成18年6月施行された改正道路交通法により、これまでの警察官が行っていた駐車違反の取締りに関する業務の一部が駐車監視員に委託され、駐車違反の取締りが厳しくなりました。

短時間の違法駐車でも取締りの対象となりますので、安全な道路確保のためにも、違反駐車は絶対にお止めください。

違法駐車はやめましょう!

事故や渋滞の原因にもなります。



ご利用期間中に放置車両の確認標章が貼付された場合

1. 確認標章に記載されている警察署に出頭してください。
2. 所定の手続きと反則金などの支払いをしてください。
3. レンタカー返却は違反処置後をお願いします。

(返却の際に「警察で受け取った書類」「領収書」などをご提示ください)

*警察から当社に連絡が入り次第、お客様へご連絡いたします。

違反処理をしていただけなかった場合

当社が別に定める駐車違反金 **普通車：25,000円**、**中・大型車：30,000円** をご負担いただきます。また、警察、公安委員会及びレンタカー協会に報告すると共に、全国のトヨタレンタリース店並びにレンタカー協会加盟店各社での今後のレンタカー貸渡をお断りいたしますので、ご了承ください。